



埼玉県報

第 2 4 6 1 号
平成 2 5 年 1 月 2 5 日
金 曜 日

目 次

訓令

- [埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [県有地の売却に関する入札告示\(管財課\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(東部地区\)の購入に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(西部地区\)の購入に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(南部地区\)の購入に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [生徒用机・椅子・机天板\(北部地区\)の購入に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [特定非営利活動法人の協働の実績の対象となる法人に関する告示\(共助社会づくり課\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(病害虫防除所\)](#)
- [肥料取締法の規定による登録事項の変更に関する告示\(病害虫防除所\)](#)
- [肥料の登録の失効に関する告示\(病害虫防除所\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [児玉都市計画事業神保原駅南土地区画整理事業の換地処分の公告\(市街地整備課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消\(川越県税事務所\)](#)
- [荒川左岸南部流域下水道終末処理場合流改善1号雨水沈殿池高度化機械設備工事に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [県道下日野沢東門平吉田線の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [一般国道299号の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道秩父多摩甲斐国立公園三峰線の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [一般国道140号の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

雑報

- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病害虫防除所\)](#)

正誤

- [埼玉県条例第75号中訂正\(交通規制課\)](#)

訓 令

埼玉県訓令第一号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 職員は、埼玉県職員証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

第九条の次に次の一条を加える。

（登庁時刻及び退庁時刻の記録）

第九条の二 職員（出退勤管理システム（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により職員の出勤及び退勤の状況を記録し、管理するシステムをいう。以下この条において同じ。）を使用している勤務場所に勤務する職員に限る。次項において同じ。）は、勤務のために登庁したときは、その時刻を出退勤管理システムにより、自ら記録しなければならない。

2 職員は、退庁しようとするときは、その時刻を出退勤管理システムにより、自ら記録しなければならない。

様式第四号を様式第四号（一）とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第4号(2)(第8条関係)

(表)

		埼 玉 県 職 員 証	
Saitama Prefectural Government			
No.		氏 名	
	写 真	ふ り が な	
		生年月日	年 月 日
		上記の者は、埼玉県職員であることを証明する。	
	縦 3.0cm		
	横 2.7cm		
		埼 玉 県 知 事	
発行日	年	月	日

5.4cm

8.54cm

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証明書は、常に所持しなければならない。
- 2 記載事項に変更を生じたとき、又は紛失し、若しくは毀損したときは、所属長に届け出なければならない。
- 3 この証明書は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 4 職員でなくなる場合は、返納しなければならない。

備考 1 この証明書は、直射日光の当たる場所又は高温となる場所に置かないこと。

2 この証明書を折り曲げたり、強い衝撃を与えたりしないこと。

備考 埼玉県章は、直径 0.7cm とする。

附 則

この訓令は、平成二十五年二月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年一月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人つくし

三 代表者の氏名

大林 高雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市宮本町三丁目百五十六番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる障害を持つ人と高齢者に対し、地域に根ざした生活を快適に過ごし、安心して豊かな暮らしを送ることができると新しい福祉システムの構築をする事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年一月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人百花

三 代表者の氏名

尾崎由美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市彦江一丁目一九六番地一

五 定款に記載された目的

私たちの暮らすこの町も、少子高齢化が急速に進行し私たちの生活にも大きな問題を及ぼしています。そこでこの法人は、子育て世帯や生活サポートを必要とする市民に対して必要な子育て支援活動を行い、介護や生活支援が必要な障害者や高齢者に対しては、居宅介護事業、居宅生活支援事業を行っていくことで、少子高齢化社会における育児・出産や教育、介護に係る問題の改善や解決を図り、心豊かで生き生きとした地域社会の実現に寄与することを目的とします。

告 示

埼玉県告示第八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人帯津良一 場の養生塾

三 代表者の氏名

帯津 良一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市大字大中居五百四十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、がん患者及び養生を必要とするすべての人々（以下「人々」と総称する。）に対し、養生に関する講演及び気功などの実技指導を通じて生命を正しく養う場を提供することにより、人々の健康の回復又は更なる増進に寄与し、もって地域社会及び日本の生命力を高めることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハートツリー
- 三 代表者の氏名
田沼 信子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県羽生市大字砂山四百三十一番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、心の病を持つ方々が一人ひとり自分らしく生き生きと暮らせる地域社会を目指し、就労の機会の提供や社会参加のための支援を通して社会貢献で
きることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人杉戸町総合型スポーツクラブすぎスポ
- 三 代表者の氏名
小笠原 雄司
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田二丁目九番地二十八号杉戸町立杉戸小学校校体育館スポーツ活動サポート室内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、杉戸町の青少年、高齢者や障害者に対し、広く自由に文化とスポーツに親しむ機会を提供し、地域住民の心身共に健康で明るいコミュニティづくりを促進し、豊かな町づくりに推進することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八十五号

日高市及び神川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
日高市	平成二十一年度 平成二十二年 平成二十三年 平成二十四年度	地籍図 二十二枚 地籍簿 一冊	日高第三十八地区（大字横手の一部）	平成二十五年 一月二十一日
日高市	平成二十二年度 平成二十三年 平成二十四年度	地籍図 三十二枚 地籍簿 一冊	日高第三十九地区（大字横手の一部）	平成二十五年 一月二十一日
神川町	平成二十三年 平成二十四年度	地籍図 十七枚 地籍簿 一冊	阿久原六・矢納一（大字上阿久原及び大字矢納の各一部）	平成二十五年 一月二十一日

告示

埼玉県告示第八十六号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 入札内容

イ 件名

土地建物の売却

ロ 物件の表示

物件番号 一

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
埼玉県鴻巣市宮地五丁目三十三番	宅地	七四〇・二六

建物の所在	種類	延床面積(平方メートル)
埼玉県鴻巣市宮地五丁目三十三番地	寄宿舎	五四一・六三
埼玉県鴻巣市宮地五丁目三十三番地	物置	二七・八七
埼玉県鴻巣市宮地五丁目三十三番地	物置	五・五一
埼玉県鴻巣市宮地五丁目三十三番地	自転車置場	一七・二二
埼玉県鴻巣市宮地五丁目三十三番地	ポンプ室	七・一五

二 競争入札に参加する者に必要な資格

次に該当する者は、入札に参加できない。

イ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項の規定に該当する者

ロ 埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号)第九十一条の規定に該当する者

ハ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律

第七十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者

二 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号) 第四条第一項に規定する暴力主義的壊的活動を行う団体及びその構成員

ホ 当該物件の購入目的が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号) 第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに関連する業務に係る場合に
おける買受けの申出人

へ 八、二又はホに該当する者から委託を受けた者

ト 県に提出した書類に虚偽の記載をした者

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問合せ先

郵便番号三三〇 九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県総務部管財課財産活用担当 大沢、深山

電話〇四八 八三〇 二五八四(直通)

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十五年二月十三日(水)から二月十五日(金)までの午前十時から午後四時までの間(正午から午後一時までの間を除く。)に申込みをしなければならない。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

平成二十五年二月二十日(水) 午前十時三十分から

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番八号

埼玉県危機管理防災センター第一災害対策室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額(銀行振出の小切手又は現金により納付すること。)

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者とした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

へ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

告 示

埼玉県告示第八十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（東部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年11月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社雄飛堂 埼玉県さいたま市大宮区東町1丁目54番地
- 5 落札金額
11,444,128円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年10月5日

告 示

埼玉県告示第八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（西部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年11月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社トネガワ 埼玉県さいたま市岩槻区仲町1丁目13番16号
- 5 落札金額
8,525,527円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年10月5日

告 示

埼玉県告示第八十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（南部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年11月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社わせだ 埼玉県三郷市大廣戸822番地3
- 5 落札金額
6,351,922円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年10月5日

告 示

埼玉県告示第九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
生徒用机・椅子・机天板（北部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年11月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社トネガワ 埼玉県さいたま市岩槻区仲町1丁目13番16号
- 5 落札金額
3,000,585円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年10月5日

告 示

埼玉県告示第九十一号

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第七十六号）第五条の県の出資に係る法人のうち知事が別に定めるものは、次のとおりとする。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 財団法人いきいき埼玉
- 二 公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団
- 三 財団法人埼玉県国際交流協会
- 四 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
- 五 財団法人埼玉県産業振興公社
- 六 社団法人埼玉県農林公社
- 七 埼玉県土地開発公社
- 八 埼玉県道路公社
- 九 財団法人埼玉県河川公社
- 十 公益財団法人埼玉県公園緑地協会
- 十一 埼玉県住宅供給公社
- 十二 公益財団法人埼玉県下水道公社
- 十三 公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 十四 公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター
- 十五 公益財団法人埼玉県消防協会
- 十六 公益財団法人さいたま緑のトラスト協会
- 十七 財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター
- 十八 財団法人埼玉県産業文化センター

告 示

埼玉県告示第九十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六四五号	混合有機 質肥料	混合有機 質3号	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十七 年九月十一 日	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿 七百五十三番地一
埼玉県第 五五六号	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料F 1号	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十七 年十月二十 八日	フジッコ株式会社 兵庫県神戸市中央 区港島中町六丁目 十三番地四

埼玉県第 六五六号	埼玉県第 五五七号	混合有機 質肥料	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料4号	窒素全量 六・〇	窒素全量 三・〇	平成二十八 年一月六日	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿 七百五十三番地一
		有機質肥 料			りん酸全量 三・〇	りん酸全量 三・〇		
					含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり		
					五日			
					平成二十八 年一月二十 五日			朝日工業株式会社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号

告示

埼玉県告示第九十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に変更があった旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	埼玉県第 六八三号
肥料の種類	ごま油かす及 びその粉末
変更事項	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
変更内容	生産業者の名称 変更前 関東食品廃棄物資源化事業 協同組合
	変更後 関東食品油脂協同組合

告示

埼玉県告示第九十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	埼玉県第 六三〇号	肥料の種類	副産動物質 肥料	肥料の名称	副産動物質肥料 55号	保証成分量（%） その他の規格	窒素全量 五・〇 りん酸全量 五・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	生産業者の氏名又は 名称及び住所	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋 三丁目一番一号
------	--------------	-------	-------------	-------	----------------	--------------------	--	---------------------	----------------------------------

告 示

埼玉県告示第九十五号

測量計画機関の長である入間市長田中龍夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（土地区画整理：街区点、画地点の座標補正）

三 作業地域

入間市大字下藤沢地内（武蔵藤沢駅周辺土地区画整理地域）

四 作業期間

平成二十五年一月十五日から平成二十五年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第九十六号

測量計画機関の長である深谷市長小島進から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

深谷市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

深谷市全域

四 作業期間

平成二十四年十二月二十七日から平成二十五年七月五日まで

告 示

埼玉県告示第九十七号

測量計画機関の長である草加市長田中和明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

草加市

二 作業種類

公共測量（復旧測量（基準点））

三 作業地域

草加市（全域）

四 作業期間

平成二十四年十二月四日から平成二十五年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第九十八号

測量計画機関の長である富士見市長星野信吾から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

富士見市

二 作業種類

公共測量（一、二級基準点改測、改算（測地成果二〇二一対応） 街区多角点プログラムによる座標補正）

三 作業地域

富士見市全域

四 作業期間

平成二十五年一月九日から平成二十五年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第九十九号

平成二十四年埼玉県告示第千六百七十三号で公示した公共測量（三級基準点の復旧）は、平成二十五年一月九日終了した旨測量計画機関の長である大里郡寄居町長島田誠から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定により、
児玉都市計画事業神保原駅南土地区画整理事業についての換地処分があったので、
同条第四項の規定により、公告する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県川越県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県川越県税事務所長 高橋 貞治

氏名又は名称	有限会社貫井石油
代表者の氏名	代表取締役 貫井 勝雄
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県新座市新堀一丁目八番四十六号
指定取消年月日	平成二十四年十月三十一日

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

1 落札に係る建設工事の名称

荒川左岸南部流域下水道終末処理場合流改善 1号雨水沈殿池高度化機械設備工
事

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県荒川左岸南部下水道事務所設備担当 埼玉県さいたま市南区辻 8丁目27
番20号

3 落札者を決定した日

平成25年 1月10日

4 落札者の氏名及び住所

メタウォーター株式会社 東京都港区虎ノ門 4丁目 3番 1号

5 落札金額

2,520,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成24年11月13日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 下日野沢東門平吉田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで 熊字横田倉一一九八番三地先	秩父市吉田阿熊字横田倉一四 八七番五地先から同市吉田阿	区 間
一八・六四	七・二二 一・〇四 三・七〇	敷地の幅員 (メートル)
	七七六・五一	延長 (メートル)
	地方特定道路(改築) 整備工事	備考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
字軍平二二四九番五地先まで	秩父郡小鹿野町三山字納宮二 四七三番一地先から同町三山	区 間
二四・一七 一〇・〇〇	一四・一五 四・八一	敷地の幅員 (メートル)
五六〇・〇〇		延長 (メートル)
道路改築工事に伴う 道路の拡幅		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 秩父多摩甲斐国立公園三峰線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで 大久保芋平三八五四番一 地先	秩父市大滝字大久保芋平三八 五四番一地先から同市大滝字	区 間
一〇・一二 一六・六〇	五・八四 九・〇五	敷地の幅員 (メートル)
七四・八〇		延長 (メートル)
道路改築工事に伴う 道路の拡幅		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年一月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新 B	新 A 旧 A	旧 新 別
反平三七一番一地先まで	秩父市荒川贄川字姥原三一三 番四地先から同市荒川贄川字	区 間
三五・三七 一三・四四 }	九・七七 一・七九 }	敷地の幅員 (メートル)
二八七・九〇	三〇三・三八	延 長 (メートル)
橋りょう架換工事		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年一月十日

指令川建セ第二三 八一号

二 検査済証番号

平成二十五年一月十八日

川建セ第二四 一 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字山田字仲区一七九八番二、一七九八番三、一七九八番

四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾四 三番地一

一般社団法人のぞみ 代表理事 岩田 啓一

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十四年十月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十五年一月二十五日

埼玉県病害虫防除所長 野 田 聡

	埼玉県加須市			15.7	20.2	0.05	2.14	6.2	9.5							
相馬商事(株) 東京都港区	H24.10.12 山一商事(株) 埼玉県東松山市	チモシー	24.10													-
				6.2	1.4	0.20	0.19	28.2	6.1							
同上	同上	アルファルファ・ハイ	24.9													-
				14.4	1.3	0.95	0.24	30.2	7.4							
同上	同上	スーダン	24.8													-
				5.4	1.0	0.32	0.19	30.2	6.7							
同上	同上	オーツハイ	24.9													-
				4.4	0.9	0.16	0.13	27.3	4.3							
三和農工(株) 埼玉県本庄市	H24.10.26 三和農工(株) 埼玉県本庄市	マルサン肉豚用大 麦ミートン配合飼 料	24.10	13.5 以上	2.5 以上	0.45 以上	0.35 以上	5.0 以下	6.0 以下							-
				13.9	2.7	0.64	0.48	1.9	3.9							
同上	同上	マルサン子豚用P 配合飼料	24.10	14.5 以上	3.5 以上	0.45 以上	0.35 以上	4.0 以下	6.0 以下							-
				15.0	4.7	0.68	0.45	1.8	3.8							
日本飼料(株) 東京都港区	同上	トウモロコシ	24.10													-
				7.3	3.3	0.01	0.25	1.3	1.3							

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

正 誤

埼玉県条例第七十五号（平成二十四年十二月二十五日第二千四百五十三号）中訂

正

ページ 行

一 七から八

誤

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例を次のように制定する。

正

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例